

○佐用町国土強靱化地域計画（案）へのご意見とそれに対する町の考え方

本計画に対し貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。頂戴したご意見とそれに対する町の考え方を下記のとおり取りまとめましたので、ホームページに掲載させていただきます。

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
別紙 1、別紙 2 脆弱性評価結果	<p>評価結果に関係なく、一様に記載され、読み込まないとわかりにくい状態です。</p> <p>少なくとも、次のような 3 段階に分類整理されてはいかがでしょうか。</p> <p>A: 大規模改修または新規作成が必要なもの B: 小規模な改良が必要なもの C: 既にできており、現状維持するもの</p> <p>A、B ランクが別紙 3 に記載されていればよしとなるように思います。</p>	<p>この度は、ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>本計画については、国土強靱化基本法第 13 条に基づき策定する計画で、大規模自然災害のリスク等を踏まえて、住民の生命や財産を守るために、町内の強靱化を推進する計画です。</p> <p>本案の策定に当たっては、内閣府が示す国土強靱化地域計画策定ガイドライン基本編、策定・改定編、また他の地方自治体が策定している計画を参考に策定したところではありますが、評価項目の名称の横に、3 段階の分類記号を付して、記載する方法に修正いたします。</p>
<p>(別紙 1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 人命の保護が最大限図られる</p> <p>1-1 大規模地震における多数の死傷者の発生</p> <p>○地域防災力・減災力の向上</p>	<p>「小学校 4、5 学年を中心に防災学習の時間を設けて防災教育を実施している」とのこと、非常によいことだと思いますが、中学校、高校でも実施できないでしょうか。児童生徒の受け取り方も、成長に応じて変わります。災害を語り継ぎ、地域のことを</p>	<p>この度は、ご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>平成 21 年台風第 9 号災害を経験した私たちは、大災害をコントロールすることはできないことを実感すると同時に、たくさんの方が亡くなるような災害を起こしてはいけないことを痛切に感じました。</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
<p>・防災教育の推進 (P27)</p>	<p>考える機会にもなると思います。中学生と地域の関りが非常に希薄になっているように感じます。</p>	<p>自然の猛威から適切な避難行動をとるためには、この災害の教訓を想起・伝承することが重要であり、また、東日本大震災の教訓から、幼い時期に防災学習を行うことが重要であると考えます。このため、佐用町で教育を受ける全ての子どもたちが、佐用町で起こった災害について学習する機会を設けることを目標に推進し、現在では、全ての小学校で取組が行われております(小学校によって、4学年または5学年で実施)。</p> <p>内容としては、災害当時の資料により災害の概要を学ぶ授業や、地域のかたに話を聞きながら当時被害を受けた場所を歩く授業、マイハザードマップを作成する授業などを実施してきました。</p> <p>一方で、ご指摘の通り、中学校や高校などでの防災学習の取組も重要です。特に、毎年のように全国各地で災害が発生している現状からも、学習した内容を発展させる機会が必要であると考えます。</p> <p>現在、中学校では、避難訓練だけではなく、毎年8月9日に防災学習を行う機会を設けるなどして災害を想起・伝承することに取組む学校もあります。また、佐用高等学校では、東日本大震災におけるボランティアを通じて、被災者と交流するなどして防災学習に取り組んでおります。</p> <p>町としては、これらの取組をさらに後押しするために、</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
		<p>防災学習の教材提供や、防災担当者の出前授業など実施に努めたいと考えますので、ご指摘の項目の最後の一文について、「今後も防災教育を充実させ、小学校・中学校・高等学校において、児童生徒が防災知識・意識を修得するための取組を推進する必要がある」と修正いたします。</p>
<p>(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 人命の保護が最大限図られる</p> <p>1-1 大規模地震における多数の死傷者の発生</p> <p>○インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 (P28)</p>	<p>まずは、このような機会を頂きましたこと感謝申し上げます。</p> <p>弊社は、川に架かる橋を利用しています。すごく強靱な設計をしていただいたのか、平成 21 年の洪水の際にも流出することなく、今に至っています。</p> <p>この橋の存在は弊社の生命線になります。</p> <p>この橋が町の定める平成 30 年度策定の橋の長寿命化計画に含まれているかは知る由もありませんが、素人目ではありますが補強工事をしていただいているように見えます。</p> <p>ただ、劣化の程度が気になります。</p> <p>弊社は大型トラックやダンプを使用して</p>	<p>この度はご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>道路の老朽化に係る定期点検に関しては、国土交通省は平成 25 年を「メンテナンス元年」と位置づけるとともに、道路法、及び道路法施行令が改正され、トンネルや橋などの損傷、腐食その他の異常により、道路の構造・交通に大きな支障を及ぼす恐れがあるものについて定期点検を規定されました。</p> <p>点検の方法としましては、佐用町が管理する橋梁、675 橋の点検について、平成 26 年度から 5 年に 1 回のペースで行っております。その健全性の診断結果を、Ⅰ健全、Ⅱ予防保全段階、Ⅲ早期措置段階、Ⅳ緊急措置段階の 4 つに区分し、Ⅲ、Ⅳ判定の場合、判定後 5 年以内に長寿命化（修繕等）の措置を講じることとしています。</p> <p>佐用町における点検は 1 巡目が終了し、この点検結果に基づいて、平成 29 年に「橋梁修繕計画」を策定しました。現在は、2 巡目の点検を始めており、長寿命化の</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
	<p>おり、別な橋が代替経路として可能かどうか調べてみたところ、途中で道路が狭く、大型車が曲がることは極めて困難であることが判明しました。</p> <p>つまり、今使用している橋が流出や破壊等で利用不可能になりますと現時点で弊社は事業が成り立たなくなることとなります。</p>	<p>為の修繕工事につきましても順次実施している状況です。</p> <p>この度、ご意見を頂きました橋梁につきましては、平成26年に1回目、平成31年に2回目の点検を行いました結果、共に「Ⅰ健全」と評価され、更に5年後に点検を行う事となります。</p> <p>橋梁長寿命化の為の工事対象を、Ⅲ、Ⅳとして実施していますが、その修繕方法につきましては、老朽の進捗や通行車両への規制等の影響、周辺状況等を考慮して、様々な工法による検討を行う事となります。</p> <p>一方で、早期の長寿命化に向けて、場合によっては、Ⅱ判定も対象とした計画の見直しが必要と考えます。しかしながら、実際に工事を行うための財源確保について、国県からの補助等の動向も重視しなければならないと考えます。</p>
<p>(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 人命の保護が最大限図られる</p> <p>1-1 大規模地震における多数の死傷者の発生</p> <p>(重要業績指標)</p>	<p>記載の策定割合が真実なら、遅きに失すると言わざるをえない。「人命の保護が最大限に図られる」とするスローガンも嘘っぽく響き、町防災計画の本気度も疑われる。</p> <p>R2年度中に計画策定を終えるよう計画いただきたい。</p>	<p>この度はご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>災害時避難行動要支援者(以下、要支援者)の個別計画策定は、平成30年から進めています。町は毎年1回、要支援者の名簿を作成して、個別計画の策定を自治会へ依頼しています。</p> <p>佐用町地域防災計画では、要支援者の対象範囲を、一人</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
<p>【健康福祉課】災害時要支援者個別計画策定割合 H30 50% ⇒ R6 90% (P29)</p>	<p>その上で、計画に基づく訓練を1回/年は実施し、計画の妥当性確認と見直しをすべきではないでしょうか。</p> <p>重要業績指標として、計画の見直し実施率を追加されてはいかがでしょうか。要支援者の家庭状況も支援者の家庭状況も刻一刻と変化しています。作って終わりというものではないでしょう。</p>	<p>住まいや高齢者のみの世帯で、重い障がいがあるか介護が必要なかと定めています。また、日中の一人暮らしなど不安のあるかたから希望をいただければ、要支援者として名簿登録しています。名簿に掲載されたかたへ、自治会長や隣保長などが訪問したり連絡を取ったりして、個別計画を策定しています。</p> <p>有事の際に要支援者を援助するのは近所や親族のかたであることから、策定の主体は自治会としています。様々な事情から個別計画が策定されていないかたがあり、策定推進を強くお願いしています。</p> <p>おっしゃるとおり、町の目標として全員の計画策定を目指すべきであり、計画記載の令和6年度の達成率を100%と改め、令和2年度にも100%となるよう努力します。</p> <p>要支援者の避難訓練は、これまでの自治会への個別計画策定依頼の中で、紙面の計画に終わらず実際の対応ができるよう実施を求めています。障がい者や要介護者には、周りへの気遣いから訓練を遠慮されるかたがいらっしゃいます。また、自治会全体での避難訓練というよりも、個別の訓練が必要だと思われますので、個別に要支援者と援助者が集まって訓練する素地を築いて参ります。</p> <p>最後に計画の見直しですが、毎年自治会へ依頼する計画策定の要件の中に、要介護度、障がい度、支援事業所な</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
		<p>どの状況変化を挙げており、そういった体の具合に変化のあるかたについては計画の見直しをお願いしています。家庭や支援者の状況にも配慮して見直しできるよう、計画書は要支援者本人、援助者、自治会、役場の4者が所持しています。要支援者本人や援助者が申し出やすいよう、計画書を身近なものとして備えています。</p> <p>現在、新規の計画策定に力を注いでいるところで、見直しもすすめていることから、ご提案いただいた見直しの実施率を業績目標とする件は、次回強靱化計画に取り入れさせていただきます。</p>
<p>(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果</p> <p>1 人命の保護が最大限図られる</p> <p>1-2 (不特定) 多数が集まる施設の浸水や倒壊等</p> <p>(現状・課題等)</p> <p>○庁舎の災害対応力の強化</p> <p>・本庁舎(支所)以外の耐震化(P29)</p>	<p>三日月支所の記述がありますが、支所は分類上、本庁舎とされているのではないのでしょうか。記述箇所を変更されたほうがよいかと思います。</p>	<p>この度はご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の大項目「○庁舎の災害対応力の強化」は、多数の来庁者が考えられる庁舎の構造上の脆弱性について評価し、今後の課題について記載していますが、整理の都合上、「本庁舎」と「本庁舎以外」に分けて記述しています。</p> <p>今後の課題として、「三日月支所の大規模改修」について記述するにあたり、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、設置している支所は、本庁でないことから、「本庁舎」に分類せず、「本庁舎(支所)以外」に分類しました。</p> <p>しかしながら、ご指摘の通り、「本庁舎(支所)以外」という分類名ですと、本庁舎の分類の中に支所を含むよ</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
		うな意味合いとなり、誤った表現となってしまいます。このため、「本庁舎（支所）以外の耐震化」という分類名を、「本庁舎以外の耐震化」と訂正いたします。
<p>(別紙1) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果</p> <p>2 救助・急救、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>2-1 交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資供給の長期停止 (P36)</p> <p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 (P38)</p> <p>8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p> <p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 (P48)</p>	<p>大日山地区には複数の大規模な畜産農家がありますが、上月から小日山を通って上がる道は、毎日のように飼料を積んだトラック等が行き来しています。</p> <p>特に小日山から大日山の間の道は大変狭く、ガードレールもなく、土砂崩れの危険性が高い状況が続いています。代替道路として秋里から上がる道はありますが、狭い道路であることに変わりなく、大災害が発生し両方の道が崩壊状況になると、大日山が孤立し、事業が立ち行かなくなります。</p> <p>大日山への道路の崩壊や、その他の道路等が遮断されれば、畜産農家の糞尿処理の仕組みが成り立たなくなります。</p> <p>家畜は毎日一定量の糞尿を発生させますので、1週間も滞らせると大変な状況に陥ります。</p> <p>住民の生命などにあまり影響がないので見落とされがちですが、大規模な公害が発</p>	<p>この度はご意見をいただき、ありがとうございます</p> <p>小日山から大日山を經由して西新宿へ連絡する道路は、町道小日山線他（町道名は途中で路線名が変わるため他に3路線名あり）であり、一方、下徳久から久崎、下秋里を經由して岡山県へ連絡する道路は、県道吉永下徳久線であり、ご意見の区間については、両路線共に1車線道路となっています。</p> <p>双方路線は周回する形状で連絡していますことから、県が指定する緊急輸送路（国道や主要県道）を踏まえ、町は、「佐用町地域防災計画」において、町内のコミュニティー施設等へ物資を送るための道路として、県道吉永下徳久線を緊急輸送路と位置づけております。特に、西新宿から上秋里の間については、県に対して落石対策事業の要望を行っておりますことから、災害発生時には、優先して復旧する対象路線の一つであると認識しております。また、通行に支障がある場合には、町道小日山線他についても、その迂回路線として整備の必要性があると認識しております。</p> <p>また、他の路線と同様に、巡回パトロールの実施や、</p>

ご意見等の対象箇所 (ページ、項目など)	意見の内容・理由等	町の考え方
	生する可能性を知って頂きたく、ご報告させていただきます。	計画的な修繕工事等を実施し、安全安心な路線の維持に努めているところです。